

下野市議会議員選挙 4月20日(日) 午前7時～午後8時

身近な政治の代表者を選出する大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。

投票できる人

平成6年4月21日以前に生まれた方で、平成26年1月12日までに転入の届出をし、引き続き下野市の選挙人名簿に登録されている方。(投票までに市外へ転出した方は、投票所入場券が届いても投票できません。)

投票所入場券

投票所などを記載した投票所入場券は、4月14日(月)に発送します。(圧着式のはがきで2名連記になっています。投票の際は、ご自分の入場券を切り離してお持ちください。)

この投票所入場券は、選挙があることをお知らせすること、投票所で選挙人名簿の本人照合をスムーズに行うためのものです。郵便事情により入場券が届いていない場合や入場券をなくしてしまったときも、選挙人名簿に登録され

ていけば投票はできますので、投票所で受付の係員に申し出てください。

便利な期日前投票

投票日当日(4月20日)に予定があり、投票できない方は、期日前投票をご利用ください。

◆期日前投票期間・時間

4月14日(月)～19日(土)の毎日、午前8時30分～午後8時

◆期日前投票所

- ・国分寺公民館
- ・石橋庁舎(駐車場内プレハブ室)
- ・南河内公民館

※期日前投票は、右記の3施設どこでも投票できますが、投票日当日は、投票所入場券に記載された投票所で投票することになります。

代理投票・点字投票

病気やけがなどで自分で候補者の氏名を書くことが

できない方や、目が不自由で点字投票を希望される方は、投票所の係員に申し出てください。

(ご本人に投票所へお越しいただくことが必要です。)

不在者投票

○病院、老人ホーム等の指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会から指定を受けている病院・老人ホーム等に入院・入所中の方は、その施設で不在者投票ができますので、施設管理者に申し出てください。

○郵便による不在者投票

一定基準以上の障がいや要介護区分に該当する方は、郵便による不在者投票ができます。ただし、あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受けることが必要です。お早めに市選挙管理委員会までお問い合わせください。

○他市区町村での不在者投票
旅行や出張などにより、滞在先の選挙管理委員会

滞在先の選挙管理委員会では、郵便での手続が必要ですので、お早めに市選挙管理委員会までお問い合わせください。

開票

開票は、4月20日(日)午後8時50分から、石橋体育センターで行います。下野市の選挙人名簿に登録されている方であれば、参観は自由です。

また、開票速報は市ホームページ等でご覧いただけます。

選挙公報

候補者の政見等を記載した選挙公報は、新聞折り込みにより配布します。(4月17日予定)

※新聞未購読の方は、市選挙管理委員会へご連絡くだ

さい。郵送にてお送りします。

また、市ホームページに掲載するほか、次の施設の窓口にも備え付けますのでご覧ください。

- 市役所各庁舎、市公民館、市図書館、ふれあい館、きらら館、ゆうゆう館、生涯学習情報センター、市内郵便局、市内金融機関、市内コンビニエンスストア(一部)

立候補予定者説明会

日時

3月25日(火)
午後1時30分～

場所

国分寺公民館大ホール
※立候補予定者とその関係者へご出席ください。(1陣営の出席者は3名までとさせていただきます。)

